

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様  
私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

**まん延防止等重点措置期間の延長（令和 3 年 5 月 12 日から 5 月 31 日）における  
市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について（通知）**

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
また、まん延防止等重点措置が発令されている中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、教育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 5 月 7 日付で政府による「まん延防止等重点措置」が延長され、対象期間は令和 3 年 5 月 31 日までとされました。

そのため、本市における市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応については、令和 3 年 4 月 20 日付の通知（「まん延防止等重点措置期間（令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 11 日まで）における市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について」（令和 3 年 4 月 20 日 こ保運第 110 号））で示した取扱いを、5 月 31 日まで継続することとします。

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

○添付資料

- ・保護者の皆様への配布資料

「まん延防止等重点措置期間の延長（令和 3 年 5 月 12 日から 5 月 31 日）における市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の利用について」

<担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課  
幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

電話：045-671-2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp